

目 次

教育委員会規則

- 北海道学校職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める教育委員会規則…………… 3
- 市町村立高等学校の学科の設置の認可について…………… 4

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道学校職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める教育委員会規則（教育委員会規則第6号）

1 趣旨

北海道学校職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の改正に伴い、期末手当及び勤勉手当の減額に係る管理職員等の区分について必要な事項を定めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 行政職給料表5級であるものに係る教育委員会規則で定める管理職員
条例附則第39項第1号の行政職給料表5級であるものに係る教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則第2条第1項に規定する職を占める学校職員とすることとした（第1条関係）。
- (2) 行政職給料表以外の給料表の適用を受ける学校職員
 - ア 減額割合が9.77%となる学校職員
条例附則第39項第1号の行政職給料表6級以上であるもの又は5級であるものに相当する学校職員として教育委員会規則で定めるものは、期末・勤勉手当の役職段階別加算額に係る加算割合（以下「加算割合」という。）が100分の20又は100分の15である学校職員又は(1)の学校職員とすることとした（第2条第1項関係）。
 - イ 減額割合が8.2%となる学校職員
条例附則第39項第2号の行政職給料表5級又は4級であるものに相当する学校職員として教育委員会規則で定めるものは、加算割合が100分の10である学校職員（(1)の学校職員を除く。）とすることとした（第2条第2項関係）。
 - ウ 減額割合が4.6%となる学校職員
条例附則第39項第3号の行政職給料表3級であるものに相当する学校職員として教育委員会規則で定めるものは、加算割合が100分の5である学校職員とすることとした（第2条第3項関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成25年7月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道学校職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める教育委員会規則をここに公布する。

平成25年6月28日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第6号

北海道学校職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める教育委員会規則

（教育委員会規則で定める管理職員）

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「条例」という。）附則第39項第1号の教育委員会規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）第2条第1項に規定する職を占める学校職員とする。（行政職給料表の適用を受ける学校職員に相当する学校職員）

第2条 条例附則第39項第1号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける学校職員に相当する学校職員として教育委員会規則で定めるものは、給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）別表第2の職員の欄に掲げる職員の区分に対応する同表の加算割合（以下「加算割合」という。）が100分の20又は100分の15である学校職員及び前条に規定する学校職員（これらのうち行政職給料表の適用を受ける学校職員を除く。）とする。

2 条例附則第39項第2号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける学校職員に相当する学校職員として教育委員会規則で定めるものは、加算割合が100分の10である学校職員（行政職給料表の適用を受ける学校職員及び前条に規定する学校職員を除く。）とする。

3 条例附則第39項第3号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける学校職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける学校職員に相当する学校職員として教育委員会規則で定めるものは、加算割合が100分の5である学校職員（行政職給料表の適用を受ける学校職員を除く。）とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成25年7月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第42号

次の市町村立高等学校の学科の設置は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項及び同法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の規定により、平成25年6月6日付けで、認可した。

平成25年6月28日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者名	名 称	課程及び学科名	設置の時期
壮瞥町	北海道壮瞥高等学校	全日制の課程 地域農業科	平成26年4月1日